

『高校無償化裁判・最高裁上告棄却に抗議する福岡県民集会』集会アピール

本集会に参加された皆さん、そして、福岡県民の皆さんに訴えます！！

私たちは本日、九州朝鮮中高級学校・体育館で「不当判決糾弾！高校無償化裁判・最高裁上告棄却に抗議する福岡県民集会」を開催し、「朝鮮学校の子どもたちに学ぶ権利を！」などの要求実現のための意思統一を行いました。

2021年5月27日、朝鮮学校を高校授業料無償化の対象に指定しなかったのは違法として、九州朝鮮中高級学校の卒業生68人が訴えていた訴訟で、最高裁第1小法廷（深山卓也裁判長）は不当にも学校側の上告を棄却しました。

人権を護る最後の砦である裁判所が、国の違法性に目を向けず原告の主張を退けた不当判決に対して私たちは万感の怒りを込めて抗議します。

2010年度から始まった「高校無償化」制度から朝鮮学校のみが除外され続け、2013年2月20日、安倍内閣・文部科学省は、省令を「改正」し、不適用を通知しました。

これに対して、九州朝鮮高級学校生徒たちが「高校無償化」の適用を求めて日本国を相手どり、2013年12月19日に提訴した第1審では、2019年3月14日に福岡地方裁判所小倉支部は私たちの願いに反した不当判決を行いました。

私たちはこの不当な判決を糾弾し、そして、忘れないために、2019年の7月11日から、毎月「第2木曜日行動」を展開するとともに、福岡高等裁判所での控訴審には、毎回多くの支援者が裁判傍聴を繰り返しました。

しかし、その控訴審では、2020年10月30日、福岡高等裁判所はまたもや不当判決を言い渡しました。私たちはこの一審、二審の不当判決に抗議する集会を開催し、最高裁に上告するとともに、「憲法が規定する『すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される』に基づき、『公正公平』なるご判断を下されるよう、切にお願いします」との「ハガキ行動」を行ってきました。しかし、結果はこのように最高裁も一審・二審の不当判決を是認する判断を下しました。

私たちはこのような司法も含んだ国家的な差別を絶対に許すことはできません。2019年10月から実施された「幼児教育・保育の無償化」をすべての子どもに適用させることも含めて、差別のない社会の実現のために多くの県民の皆さん、そして、全国の支援者とともに、勝利の日までたたかっていくことを誓います。

以上、アピールとします。

2021年 7月17日

『高校無償化裁判・最高裁上告棄却に抗議する福岡県民集会』参加者一同